平成２５年（フ）第５９号
奈良県天理市勾田町372　東川サンコーポ101、住民票上の住所奈良県天理市三昧田町99番地６
債務者　西辻　大介
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６６号
長野県大町市平1863番地４
債務者　吉澤　国雄
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　明雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０２号
金沢市粟崎町へ25番地18、従前の住所金沢市粟崎町２丁目293番地１
債務者　今川　孝之
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５５５号
名古屋市港区港楽３丁目８番８号
債務者　新山　奈穂
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室田　真宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３１号
札幌市中央区南４条東４丁目１番地　エンドレス大晋813号
債務者　前田　英介
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２８号
横浜市西区平沼１丁目17番11―404号
債務者　山崎　光信
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　種村　　求
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８号
愛知県豊田市田中町４丁目29番地９　ライトヒル27―304号
債務者　社本　　清
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
富山市下新本町５番16号
債務者　東　　孝章
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　治人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２号
富山市下新本町５番16号
債務者　東　　恭子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　治人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
岐阜市高野町２丁目８番地　篠田ビルアパート304号室
債務者　飯沼　和久
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４５０号
愛知県西尾市住崎３丁目100番地　カインドネス西尾寮202号室、前住所愛知県安城市姫小川町姫23番地　Ａ・Ｃｉｔｙ姫小川町101
債務者　山崎　修一
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
愛知県安城市尾崎町堤下19番地３　畔柳保方、住民票上の住所愛知県知立市八ツ田町１丁目18番地１　メゾン橘Ａ201号
債務者　轟　　泉（旧姓畔柳・中山）
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
愛知県岡崎市小呂町字２丁目84番地12
債務者　岡建こと岡山**拳**隆こと　姜　　**拳**隆
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
京都府福知山市土師新町１丁目157番地コーポ吉祥104号
債務者　杉本　智己
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
三重県鳥羽市相差町1878番地１　有明の里有料老人ホーム、住民票上の住所三重県志摩市志摩町越賀1759番地１
債務者　森田孝一郎
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第８号
福岡県大牟田市浜町２番地12　エムケイハイツ101号
債務者　畑中　秀昭
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第９７号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目23番地34
債務者　竹田　利昭
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係